

7郡開第1602号  
令和7(2025)年12月19日

建築関係業団体 御中

郡山市開発建築法務課長  
(公印省略)

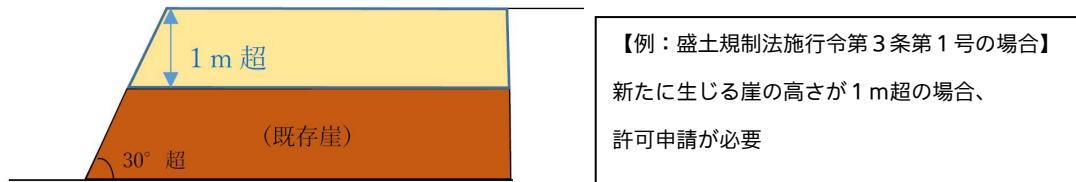
### 盛土規制法の規制対象の考え方について(通知)

郡山市では宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)の規制区域指定を令和6年9月1日に行い災害防止に努めております。

この度、盛土規制法の運用に係る規制対象の考え方を整理し、下記のとおり通知いたします。貴団体におかれましては会員各位へ周知いただき、盛土規制法の適切な運用を図るようお願いいたします。

#### 記

##### ○盛土規制法施行令第3条第1号、第2号、第3号の崖の判断 →新たに行われる盛土等の規模で判断する。



##### ○盛土規制法施行令第3条第5号の面積の判断

→「盛土又は切土をする土地の面積が500m<sup>2</sup>を超えるもの」は施工前後の標高差が30cmを超える部分のみで判断する。

